広島県収入証紙 の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県条例第七号

広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

(広島県証紙等特別会計条例の一部改正)

第 一条 広島県証紙等特別会計条例 (昭和三十九年広島県条例第七十号) 0 部を次のよ

うに改正する。

第一条中「広島県収入証紙の売りさばき代金及び」 を削り、 「収納金」 の 下 に

狩猟税の額に相当する現金」を加え、 「証紙売りさばき代金等」 を「収納金等」 に改め

る

第二条中「証紙売りさばき代金等」を「収納金等」に改める。

(広島県証明事務手数料条例の一部改正)

第二条 広島県証明事務手数料条例 (昭和三十年広島県条例第二十五号) の一部を次のよ

うに改正する。

第四条を削り、 第五条を第四条とし、 第六条を第五条とし、 第七条を第六条とする。

(広島県税条例の一部改正)

第三条 広島県税条例 (昭和二十九年広島県条例第十六号)の 部を次のように改正する。

第二十七条の二中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第百十二条の六中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第百六十八条第一項を次のように改める。

狩猟税の納税者は、 狩猟者の登録を受ける際に、 狩猟税の額に相当する現金を納付

知事が定める関係書類に納税済印の押印を受けなければならない。

(公害紛争の処理に関する条例の一部改正)

第四条 公害紛争の処理に関する条例 (昭和四十五年広島県条例第四十六号) 0) 部を次

のように改正する。

第十条の見出しを「(手数料) _ に改め、 同条中第三項を削り、 第四項を第三項とす

る。

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第五条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (昭和六十年広島県条例第十四号

の一部を次のように改正する。

第十八条第二項を削り、 同条第三項中 「第一項」 を 「前項」 に改め、 同項を同条第二

項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(広島県立三次看護専門学校条例の一部改正)

第六条 広島県立三次看護専門学校条例 (昭和三十二年広島県条例第十六号) の一部を次

のように改正する。

第五条第三項中「広島県収入証紙をもつて納付しなければならない」 を 「徴収する」

に改める。

(食品衛生に関する条例の一部改正)

第七条 食品衛生に関する条例 (昭和二十六年広島県条例第四十九号) \mathcal{O} 部を次のよう

に改正する。

第八条第二項を削る。

(かきの処理をする作業場に関する条例の一部改正)

第 八条 かきの処理をする作業場に関する条例 (昭和三十三年広島県条例第六十四号)の

一部を次のように改正する。

第十七条第二項を削る。

(広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例の一部改正)

第九条 広島県輸出向生鮮冷凍かき処理業者登録条例 (昭和三十五年広島県条例第四号)

の一部を次のように改正する。

第三十三条第四項を削る。

(興行場法施行条例の一部改正)

第十条 興行場法施行条例 (昭和五十九年広島県条例第十八号) の 一 部を次のように改正

する。

第五条第二項を削り、 同条第三項中 「第一項」を 「前項」に改め、 同項を同条第二項

とし、同条第四項を同条第三項とする。

(広島県卸売市場条例の一部改正)

第十一条 広島県卸売市場条例(昭和四十六年広島県条例第六十八号) の一部を次のよう

に改正する。

第二十三条中第二項を削り、 第三項を第二項とし、 第四項を第三項とする

(広島県みつばち転飼条例の一部改正)

第十二条 広島県みつばち転飼条例 (昭和三十二年広島県条例第七号) 0) 一部を次のよう

に改正する。

第八条第一項中 ほう群」 を 「一蜂群」 に改め、 同条第四項を削る。

(広島県証紙条例の廃止)

第十三条 広島県証紙条例 (昭和三十九年広島県条例第二十八号) は、 廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の例による。 規定による証紙の売りさばきに 第十三条の規定による廃止前 ついては、 の広島県証紙条例 平成二十六年十月三十一日までの間は、 (以 下 「旧条例」 という。 第五条の なお
- 3 ては、平成二十六年十月三十一日までの間は、 島県条例第三十四号)第三条の規定により市町を経由することにより処理する事務 な。 次に掲げる行政機関等において処理する事務 「市町経由事務」という。 以下同じ。)及び広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 に係る使用料及び手数料並びに狩猟税の徴収方法につい なお従前の例による。 (経由することにより処理する事務を含 (平成十一年広 以
- るもの 例第十八号)に規定する所在地とは別に必要な地に置かれるものであって規則で定め 織として置かれる分課のうち、広島県庁の位置を定める条例 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百五十八条第一項に規定する内部 (昭和三十一年広島県条 組
- 置された消防学校 消防組織法 (昭和二十二年法律第二百二十六号) 第五十一条第一 項の 規定により
- \equiv 置された普及指導センタ 農業改良助長法 (昭和二十三年法律第百六十五号) 第十二条第一 項の 規定により設
- 兀 のうち、 ものであって規則で定めるもの 地方公営企業法 広島県庁の位置を定める条例に規定する所在地とは別に必要な地に置かれる (昭和二十七年法律第二百九十二号)第九条第一号に規定する分課
- 五. に規定する所在地とは別に必要な地に置かれるものであって規則で定めるも 八条に規定する教育委員会の事務局の内部組織のうち、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十二号) 第十 広島県庁の位置を定める条例
- 六 国から委託を受けて県が運営する障害者職業能力開発校 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号) 第十六条第四項の規定により
- 七 広島県立三次看護専門学校条例第一条の規定により設置された広島県立三次看護専
- 八 広島県立高等学校等設置条例 (昭和三十九年広島県条例第三十四号) 第一 条の規定

- により設置された中学校、高等学校及び特別支援学校
- 九 設置された広島県立図書館 広島県立図書館設置条例 (昭和三十九年広島県条例第三十五号)第一条の規定によ
- 定により設置された広島県縮景園 広島県縮景園設置及び管理条例 (昭和三十九年広島県条例第三十六号) 第 条 \mathcal{O} 規
- 十一号)第一条の規定により設置された広島県立身体障害者更生相談所 広島県立身体障害者更生相談所設置及び管理条例 (昭和三十九年広島県条例第 加
- 条の規定により設置された広島県立広島学園 広島県立広島学園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第四十七号)第
- 十三 た行政機関 広島県行政機関設置条例 (昭和三十九年広島県条例第九十四号) に基づき設置
- 十四四 三条第二項の規定により設置された病院 広島県病院事業の設置等に関する条例 (昭和四十一年広島県条例第五十四号)
- 十五. 置された広島県立美術館 広島県立美術館条例 (昭和四十三年広島県条例第二十号)第一条の規定により
- 十六 第四十七号)第二条の規定により設置された広島県立職業能力開発校 広島県立職業能力開発校の名称、 位置等に関する条例 (昭和四十四
- 十七 規定により設置された広島県立教育センター 広島県立教育センター設置条例 (昭和四十七年広島県条例第五十五号) 第一 条の
- 規定により設置された広島県立少年自然の家 広島県立少年自然の家設置条例 (昭和四: 十八年広島県条例第二十一 号 第一 条の
- 十九 広島県立みよし風土記の丘設置及び管理条例 (昭和五 十四年広島県条例第三号)
- 第一条の規定により設置された広島県立みよし風土記の丘
- $\frac{-}{+}$ 定により設置された広島県立歴史民俗資料館 広島県立歴史民俗資料館設置条例 (昭和五十四年広島県条例第四号) 第一 条の
- <u>-</u> + 条の規定により設置された広島県立生涯学習センター 広島県立生涯学習センター設置条例 (昭和五十七年広島県条例第十八号)
- __ __ ___ 広島県立農業技術大学校設置及び管理条例(昭和五十九年広島県条例第二十二
- 号)第一条の規定により設置された農業技術大学校
- 十三 例第二号)第一条の規定により設置された広島県立総合精神保健福祉センタ 広島県立総合精神保健福祉センター設置及び管理条例 (昭和六十二年広
- 一十四 広島県立文書館設置及び管理条例 (昭和六十三年広島県条例第一号) 第一

規定により設置された広島県立文書館

- 二十五. により設置された広島県立歴史博物館 広島県立歴史博物館設置条例(平成元年広島県条例第二十三号)第一条の規定
- 四条第一項の規定により設置されたセンター 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例 (平成十九年広島県条例第二号)
- 二十七 一条の規定により設置された広島県立技術短期大学校 広島県立技術短期大学校設置及び管理条例 (平成二十年広島県条例第三号)
- 十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日までの間、 る事務及び市町経由事務に係る使用料及び手数料並びに狩猟税の納付については平成二 ては平成二十六年十月三十一日までの間、当該各号に掲げる行政機関等において処理す 号に掲げる行政機関等以外の県の機関において処理する事務に係る手数料の納付に は著しく汚染若しくは損傷したものを除く。 り旧条例の相当規定による広島県収入証紙とみなされるものを含み、消印されたもの又 条例第五条第一項の規定により売りさばきを受けた証紙(旧条例附則第三項の規定によ ることができる。 この条例附則第二項の規定によりなお従前の例により売りさばきを受けた証 以下 「未使用証紙」という。 なお従前の例により使用す は、 既紙又は 前項各 つい
- 5 未使用証紙は、 これを返還して現金の還付を受けることができる。 平成三十一年十月三十一日までの間に り、 規則で定めるところによ
- 遅滞なく返還しなければならない。 は旧条例第五条第二項の規定により買い受けた証紙を売りさばき人でなく ところにより、 て必要な事項は、 旧条例第五条第一項の規定により売りさばき人に指定されている者は、 この条例附則第二項 規則で定める。 この場合において、 の規定により なお従前の例により買い 還付する金額その 規則 他還付に関 なった日以後 受けた証紙又
- 県証紙等特別会計において行うものとする 広島県収入証紙の売りさばき代金に関する経理につい ては、 なお従前の例により広島